○農林水産省告示第千六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬字福原三〇四の一、字中山四〇の一、二五七、二五八の一、二五九、二六〇の一、字北中ノ町二一の五、大字赤坂西野字荻ノ沢七三の一、一一〇、字官沢一九七、二〇〇の四、二〇一の一、字欠下二二の一、大字西山字鬼越一一八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県福島市町庭坂字寺窪一の二、一の六

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県福島市町庭坂字寺窪一の二、一の六

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字西山字大録田一五二の一九、一五二の二〇、大字赤坂西野字岫長二三〇の一、二三〇の二、二三一の一、大字渡瀬字田野上一五九、大字西山字沢尻五五、字前押野四六

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大録田一五二の一九、一五二の二〇、字田野上一五九、字沢尻五五、字前押野四六

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県福島市町庭坂字寺窪一の二、一の六

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字白石字鉢伏山一の二（次の図に示す部分に限る。）、大字佐美字善川三三三の二、三三三の四、三三三の七、字中峰三〇四の一から三〇四の二六まで、字黒土谷三〇五の一から三〇五の二七まで

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字枇杷ヶ原五六二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字大竹五八の五五

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市矢矯字毛無シ六四一・字毛無西平六四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市長柄字三ツ枝ノ一　三六一の二、字行司谷ノ二　三六七の二、三六八、字堤谷三八二、三八三、三九一、三九一の一、字宮ノ谷三九三の一、三九九の一、三九九の二、矢矯字大滝谷ノ一　六三五の二、六三五の三、字河内谷下分ノ一　六三七、字河内谷中分ノ一　六三八、字河内谷奥ノ一　六三九、字毛無シ六四〇（次の図に示す部分に限る。）、洞谷字山ノ神ノ二　六三〇